

2	都道府県等は、前項に規定するもののほか、次に掲げる事業を行うことができる。
1	一 生活困窮者一時生活支援事業
2	二 子どもの学習・生活支援事業
3	三 その他の生活困窮者の自立の促進を図るための必要な事業
4	4 第五条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により都道府県等が行う事業について適用する。
5	5 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項各号に掲げる事業を行う当たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百三十九号）第三十五条第一項第一号に掲げる業務及び同法第三十一条の十一第一項第二号に掲げる業務並びに社会教育法（昭和二十四年法律第二百七七号）第五条第一項第三号（同法第六条第一項において引用する場合を含む。）に規定する学習の機会を提供する事業その他関連する施策との連携を図るように努めるものとする。
6	6 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。（利用勧奨等）
7	7 第八条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。（支援会議）
8	8 第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に關係する団体、当該支援に關係する職務に從事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。
9	9 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
10	10 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるとき

1	1 是、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
2	2 都道府県等は、前項に規定するものほか、次に掲げる事業を行なうことができる。
3	3 一 生活困窮者一時生活支援事業
4	4 第五条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定により都道府県等が行う事業について適用する。
5	5 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項各号に掲げる事業を行うう當たっては、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二百三十九号）第三十五条第一項第一号に掲げる業務及び同法第三十一条の十一第一項第二号に掲げる業務並びに社会教育法（昭和二十四年法律第二百七七号）第五条第一項第三号（同法第六条第一項において引用する場合を含む。）に規定する学習の機会を提供する事業その他関連する施策との連携を図るように努めるものとする。
6	6 厚生労働大臣は、生活困窮者就労準備支援事業及び生活困窮者家計改善支援事業の適切な実施を図るために必要な指針を公表するものとする。（利用勧奨等）
7	7 第八条 都道府県等は、福祉、就労、教育、税務、住宅その他のその所掌事務に関する業務遂行に当たって、生活困窮者を把握したときは、当該生活困窮者に対し、この法律に基づく事業の利用及び給付金の受給の勧奨その他適切な措置を講ずるように努めるものとする。（支援会議）
8	8 第九条 都道府県等は、関係機関、第五条第二項（第七条第三項において準用する場合を含む。）の規定による委託を受けた者、生活困窮者に対する支援に關係する団体、当該支援に關係する職務に從事する者その他の関係者（第三項及び第四項において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援会議」という。）を組織することができる。
9	9 支援会議は、生活困窮者に対する自立の支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、生活困窮者が地域において日常生活及び社会生活を営むのに必要な支援体制に関する検討を行うものとする。
10	10 支援会議は、前項の規定による情報の交換及び検討を行うために必要があると認めるとき

1	1 は、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
2	2 都道府県等は、前項に規定するものほか、次に掲げる事業を行なうことができる。
3	3 一 生活困窮者一時生活支援事業
4	4 第六条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
5	5 支援会議の事務に従事する者又は従事している者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。
6	6 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
7	7 支援会議の事務に従事する者又は従事している者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。
8	8 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
9	9 支援会議の事務に従事する者又は従事している者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。
10	10 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

1	1 は、関係機関等に対し、生活困窮者に関する資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
2	2 都道府県等は、前項に規定するものほか、次に掲げる事業を行なうことができる。
3	3 一 生活困窮者一時生活支援事業
4	4 第六条第一項の規定により市等が行う生活困窮者住居確保給付金の支給に要する費用
5	5 支援会議の事務に従事する者又は従事している者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。
6	6 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
7	7 支援会議の事務に従事する者又は従事している者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。
8	8 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。
9	9 支援会議の事務に従事する者又は従事している者は、正当な理由がなく、支援会議の事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。
10	10 関係機関等は、前項の規定による求めがあつた場合には、これに協力するよう努めるものとする。

三項の改正規定、同法第七十八条の二第二項の改正規定（支給機関）を「第五十五条の四第一項の規定により就労自立給付金を支給する者」に改める部分に限る。）、同法第八十五条第二項、第八十五条の二及び第八十六条第一項の改正規定並びに同法別表第一の六の項第一号及び別表第三都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村の項の改正規定並びに次条の規定、附則第九条中地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）別表第一生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の項第一号の改正規定、附則第十一条中住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）別表第二の五の十一の項、別表第三の七の七の項、別表第四の四の十一の項及び別表第五第九号の四の改正規定（いずれも「就労自立給付金」の下に「若しくは同法第五十五条の五第一項の進学準備給付金」を加える部分に限る。）並びに附則第二十三条及び第二十四条の規定 公布の日

二 第二条の規定 平成三十一年四月一日
 (罰則に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
 (検討)

第八条 政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
 (政令への委任)

第二十四条 この附則に規定するものほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（令和四年六月一七日法律第六八号）
 (施行期日)
 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 一 第五百九条の規定 公布の日